

新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備に関する ヒアリングについて（依頼）

平成28年6月
文化庁著作権課

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においては、昨年度、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定及びライセンス体制等の在り方について、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」（以下「WT」という。）を設置し、検討を行ってまいりましたが、本課題については、今年度も著作権分科会において引き続き検討を行うこととしております。

つきましては、本課題の検討に資するため、以下の事項について関係団体の皆様からヒアリングを行いたいと思っておりますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. WTで挙げられたサービスについて

昨年度のWTにおいて、優先的に検討が行われたサービスのうち以下の4つのサービスに係る著作物等の利用を権利制限の対象とすることの是非や留意すべき事項について、ご意見をお願いいたします。

- (1) 所在検索サービス（あらゆる種類の著作物等が対象になりうる）
- (2) 分析サービス（あらゆる種類の著作物等が対象になりうる）
- (3) 翻訳サービス（言語の著作物が主な対象）
- (4) その他CPS関係サービス（あらゆる種類の著作物等が対象になりうる）

※以下の点についてもご説明いただけるようお願いいたします。

- ①上記サービスについてライセンス等の市場が形成されているか否か及びその内容
- ②（特に（1）・（2）について、）スニペットやサムネイルなど、著作物の一部利用等について、どのような場合は「軽微な利用」と考えられるか。権利者の市場が害されると考えられる態様や場面はどのようなものか。一部利用等に関し、ライセンスが行われている場合は、その内容や条件等について。

2. 権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国に及ぼす効果と影響について

WTにおいては、仮に権利制限規定の在り方を見直す際には、新しい制度が実際にどのように機能しうるかなどを踏まえ、我が国にもたらされる便益や影響を考慮しつつ、規定の柔軟性や程度を含め、我が国にとって最も望ましい制度設計やその組合せを検討することとされており、知的財産推進計画2016にも「（柔軟性のある権利制限規定について）その効果と影響を含め、具体的に検討し、必要な措置を講ずる。」と明記されているところです。

この点、権利制限規定の柔軟性を高めることにより我が国にどのような効果や影響が及ぶとお考えか、ご意見をお願いいたします。

参考資料

- 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム審議経過報告等（平成28年2月24日法制・基本問題小委員会）
→昨年度のWTにおける審議経過に関する最新の情報がまとめて報告されています。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_09/

- 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム
→各会議の配布資料及び議事録が掲載されています。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs_working_team/

- 「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」の結果について
→昨年7月に文化庁が行ったニーズ募集において提出されたニーズの個票等が掲載されています。
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/index.html>

- 著作権分科会（平成28年5月21日）
→今期第一回の著作権分科会の会議資料が掲載されています。
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/44/index.html>

- 知的財産推進計画2016（平成28年5月知的財産戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>